

HPV 検査単独法導入に 関する検討資料

2026年6月25日

HPV検査単独法移行パターン概要

①HPV検査30～60歳一斉導入案（厚労省指針Q&A記載①案）

- ・ 30～60歳の方に受診券を導入初年度（R10）一斉送付
- ・ 経過措置は2年間設け、経過措置2年目は受診勧奨を高罹患率年代（30～49歳）のみ実施

②HPV検査・細胞診並走案（厚労省指針Q&A記載②案）

- ・ 対象者は、HPV検査節目年齢（0、5）と細胞診年齢（2、4、6、8）
- ・ HPV検査対象のみ受診券送付
- ・ 経過措置は4年間（R10：31歳の方がR13：34歳で細胞診終了まで）

③HPV検査節目年齢・偶数年齢導入案

- ・ 対象者は、HPV検査節目年齢に加え、偶数年齢とする（R10：0、2、4、5、6、8 R11：0、2、4、5、8）
- ・ 経過措置を2年間設け、対象者に受診券送付

④HPV検査偶数年齢導入案

- ・ 対象者は偶数年齢のみ（HPV検査節目年齢の5歳は対象外）
- ・ 経過措置を2年間設け、偶数年齢の方に受診券送付

※現行予算：約2.5億

① HPV検査30～60歳一斉導入案（厚労省指針Q&A記載①案）

【対象年齢早見表（年度別）】

R10	R11	R12	R13
27	28	29	30
28	29	30	31
29	30	31	32
30	31	32	33
31	32	33	34
32	33	34	35
33	34	35	36
34	35	36	37
35	36	37	38
36	37	38	39
37	38	39	40
38	39	40	41
39	40	41	42
40	41	42	43

【検査種別凡例】

細胞診対象者

HPV検査対象者

追跡検査対象者

▶ HPV検査対象と
追跡検査対象者が混在

【概要】

- ・対象者は30～60歳の全員
- ・導入初年度（R10）に受診券一斉送付
- ・経過措置は2年間設け、経過措置2年目は受診勧奨を高罹患率年代（30～49歳）のみ実施

【実際に受診対象となる年齢】

- R10年度
 - ・HPV検査対象…30～60歳すべて
 - ・細胞診対象…20代、62歳以上の偶数年齢
- R11年度
 - ・HPV検査対象…30～60歳すべて（R10年度未受診者）
 - ・追跡検査対象…31～61歳該当者
 - ・細胞診対象…20代、62歳以上の偶数年齢

【参考 検査結果パターン】

	R10	R11	R12
ア	30	31	32
イ	30	31	32
ウ	30	31	32
エ	30	31	32

※パターン確認のため、40歳まで記載

②HPV検査・細胞診並走案（厚労省指針Q&A記載②案）

【対象年齢早見表（年度別）】

R10	R11	R12	R13
27	28	29	30
28	29	30	31
29	30	31	32
30	31	32	33
31	32	33	34
32	33	34	35
33	34	35	36
34	35	36	37
35	36	37	38
36	37	38	39
37	38	39	40
38	39	40	41
39	40	41	42
40	41	42	43

【検査種別凡例】

- 細胞診対象者
- HPV検査対象者
- 追跡検査対象者

【概要】

- ・対象者は、HPV検査節目年齢（0、5）と細胞診年齢（2、4、6、8）
- ・HPV検査対象のみ受診券送付
- ・経過措置は4年間（R10：31歳の方がR13：34歳で細胞診終了まで）

【実際に受診対象となる年齢】

- R10年度
 - ・HPV検査対象…30、35、40～
 - ・細胞診対象… 32、34、36、38～
- R11年度
 - ・HPV検査対象…30、35、40～
 - ・追跡検査対象…31、36、41～
 - ・細胞診対象…32、34、36、38～

※20代、62歳以上の細胞診についての記載は省略（以下の資料も同様）

※パターン確認のため、40歳まで記載

③HPV検査節目年齢・偶数年齢導入案

【対象年齢早見表（年度別）】

R10	R11	R12	R13
27	28	29	30
28	29	30	31
29	30	31	32
30	31	32	33
31	32	33	34
32	33	34	35
33	34	35	36
34	35	36	37
35	36	37	38
36	37	38	39
37	38	39	40
38	39	40	41
39	40	41	42
40	41	42	43

【検査種別凡例】

- 細胞診対象者
- HPV検査対象者
- 追跡検査対象者

▶ HPV検査対象者と追跡検査対象者が混在

【概要】

- 対象者はHPV検査節目年齢に加え、偶数年齢
〔R10：0、2、4、5、6、8〕
〔R11：0、2、4、5、8〕
- 経過措置を2年間設け、対象者に受診券送付

【実際に受診対象となる年齢】

- R10年度
 - HPV検査対象…30、32、34、35、36、38～
- R11年度
 - HPV検査対象…30、32、34、35、~~36~~、38～
 - 追跡検査対象…31、33、35、~~36~~、37、39～

※パターン確認のため、40歳まで記載

④HPV検査偶数年齢導入案

【対象年齢早見表（年度別）】

R10	R11	R12	R13
27	28	29	30
28	29	30	31
29	30	31	32
30	31	32	33
31	32	33	34
32	33	34	35
33	34	35	36
34	35	36	37
35	36	37	38
36	37	38	39
37	38	39	40
38	39	40	41
39	40	41	42
40	41	42	43

【検査種別凡例】

細胞診対象者

HPV検査対象者

追跡検査対象者

▶ HPV検査対象者と
追跡検査対象者が混在

【概要】

- ・対象者は偶数年齢のみ
(HPV検査節目年齢の5歳は対象外)
- ・経過措置を2年間設け、偶数年齢の方に受診券送付

【実際に受診対象となる年齢】

○R10年度

- ・HPV検査対象…30、32、34、36、38～

○R11年度

- ・HPV検査対象…30、32、34、36、38～
- ・追跡検査対象…31、33、35、37、39～

※R10年度34歳の方は、次回検査年齢40歳まで6年間
間隔があくため、37歳に暫定的に検査を実施

※パターン確認のため、40歳まで記載